

よこそすか

第 19 号

消費生活レポート

今回の話題 電力の小売自由化にともなう
不審な勧誘等にご注意を！

平成 28 年 4 月 1 日から、電力の小売が全面自由化されます。これまで電力の契約は地域ごとに決まった事業者（電力会社 10 社のことで「一般電気事業者」といいます。）としか結べませんでした。自由化により新たに「小売電気事業者」と契約することができるようになります。消費者が電気事業者や料金プランを自由に選べるようになることで、これまでの電力会社や新たな小売電気事業者（以下、まとめて「電力会社」表します）の間で健全な競争が促進され、より多様なサービスが生まれ、価格（電気料金）が下げられたりすることが期待されます。

しかし、その一方で消費者の誤解を招くような勧誘や強引なセールス、便乗した悪質商法が発生することも予想されます。消費者が安い料金や特典に引かれて契約相手と内容がよく分からないまま契約を結んでしまうと、あとで思わぬトラブルに遭う可能性があります。契約を結ぶ際には事業者情報や契約期間、解約条件やかかる費用について事前にしっかりと確認し、十分に納得してから契約することが大切です。

以下の事例等を参考にして、トラブルに巻き込まれないように注意してください！
ご不明な点は、消費生活センターへお問い合わせください。

<事例1> 知らない電力会社から今より電気代を安くできると勧誘された!?

電力の小売全面自由化のことは、ニュース等で報じられていたので承知していたが、2 月末に知らない電力会社から「自社と契約するとセット料金が適用され今より電気代を安くできる。その上、ショッピングに使えるポイントも貯まるので、契約しないか。」という勧誘の電話があった。信用できる話だろうか。



「電気代が今よりも安くなる」、「ポイントがつく」といったいわゆる「お得」を強調した勧誘は特に注意が必要です。実際に契約をしてみたら説明通りに安くならなかった、解約しようとしたら解約手数料を取られた、セット契約の一方を解約したらかえって料金が高くなったといったトラブルが予想されます。

残念ながら、消費生活センターでは個々の契約についての信用性についてはお答えできません。安くなるから、お得だからといってすぐに契約したりせず、どのような条件で安くなるのか、解約手数料はかかるのか、セット契約の場合は何の料金とセットになるのか等、契約内容をくれぐれもよく確認して契約してください。

裏面もご覧ください。

<事例2> 電気料金が上がると言われ、太陽光発電システムの契約をした!?

昨日、自宅を訪問してきたセールスマンに「電力の小売自由化で将来的に電気代が何倍にもなる。今のうちに太陽光システムを取り付けてオール電化にし、余った電気を売れば儲かるので、契約しないか」と勧誘され、屋根に太陽光発電システムを取り付ける支払い総額 400 万円のローン契約をした。

後でセールスマンの会社を調べたら、電力会社とは無関係の事業者だった。冷静に考えると 400 万円の工事費用が高額であることと、将来、電気代が大幅に上がるという話も信ぴょう性がなく、損をしてしまうのではないかと不安になり、できれば解約したい。



電力の小売自由化に便乗して、根拠のないセールストークで太陽光発電システムやプロパンガス、蓄電池システム等の勧誘が全国で行われています。

自宅に訪問販売員が来訪してきたら安易に家に入れたりせず、来訪の目的をよく確認することが大切です。また電力の小売自由化と直接関係のない契約については、説明の根拠や契約の必要性について、よく検討し、すぐに契約しないようにしましょう。

また、事例のような場合、契約から 8 日以内であればクーリング・オフができます。契約に不安を感じたら消費生活センターにご相談ください。

<その他の誤解されやすいポイント>

- Q 1. 契約する電力会社を変更すると、新たに電線や電柱が必要になるのか!?
- ⇒既存の送電設備や送電線を使用するので、新たに電線を引く必要はありません。
- Q 2. 3月末までにすべての家庭で新たに電力の契約をする必要があるのか!?
- ⇒電力会社を切り替える必要がなければ、従来の電力会社との契約が維持され引き続き電力が供給されますので、3月中にあわてて契約をする必要はありません。電力会社を切り替える場合は、よく検討してから契約するようにしてください。
- Q 3. 新しい電力会社と契約する場合、クーリング・オフは適用されるのか!?
- ⇒訪問販売や電話勧誘による契約の場合は、契約の法定書面を受け取った日から 8 日以内であればクーリング・オフが適用されます。詳しくは消費生活センターにお問い合わせください。
- Q 4. 新しい電力会社に切り替える際に、自宅の電気メーターを「スマートメーター」に交換しなければならない場合もあると聞いたが、交換は有料なのか!?
- ⇒「スマートメーター」は、通信機能を持ち、電気の使用量を遠隔で計ったり、30 分ごとの使用量を計測できるもので、検針業務の効率化や省エネ機器への対応、電気料金メニューの多様化などのために、現在、電力会社が順次、交換を進めています。スマートメーターへの交換には、原則として費用はかかりません。ただし、特殊な交換工事が生じる場合は、別途費用がかかることもあります。

■消費生活相談窓口（横須賀市消費生活センター）



- 電話 8 2 1—1 3 1 4（相談専用電話）
 - 相談受付時間 月曜日～金曜日 8：30～16：30
4月1日からは月曜日～金曜日 9：00～16：00
（祝日、年末年始の休館日は除く）
- ※ 相談受付の対象は、横須賀市民の方のみです。